

仙台市立南吉成中学校文化体育振興会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、会員相互の協力により、南吉成中学校生徒の文化体育の振興発展を後援するとともに、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

(名称および事務局)

第2条 本会は、仙台市立南吉成中学校文化体育振興会と称し、事務局を同校内におく。

(方針)

第3条 本会は、会員が協力して自主的・民主的に正しくこれを運営するようにつとめる。

(活動)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 本校生徒の部活動の奨励、援助
- 二 文化・体育の向上に必要な用具、設備の援助
- 三 対外行事、大会参加（県大会、東北大会、全国）への援助
- 四 その他、本会の目的達成のための事項

第2章 会員の権利と義務

(会員)

第5条 本会の会員は、南吉成中学校生徒の父母またはこれに代わる者および同窓生をもって正会員とする。

2 また、本会の趣旨に賛同するものを賛助会員とする。

(会員の権利義務)

第6条 会員は、すべて平等の権利と義務を有し、役員選挙権および被選挙権（賛助会員はこの限りではない）ならびに所定の会合に出席して発言する権利と、本会の会費を納入する義務を有する。

(会費)

第7条 会費は、正会員費について年額3,600円とする。

2 永久会費として、3年生について卒業時に500円を納入する。

3 正会員費年額3,600円のうち、一部は遠征基金として積み立てる。

4 必要がある場合、総会の決議を経て臨時会費を徴収することができる。但し、緊急の場合は、役員会の決議を経て徴収できる。

第3章 役員

(役員)

第8条 本会に、次の役員をおく。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 事務長 1名（教頭）
- 四 事務次長 1名（教職員）
- 五 書記 1名
- 六 会計 2名（うち1名は教職員をあてる）
- 七 監事 2名